

7月23日(日)は

参議院議員通常選挙の投票日です

投票時間・午前7時～午後6時

△入場券は、七月四日以降に郵

投票入场券

△入場券は、七月四日以降に郵送されます。

不在者投票

投票日に、仕事の都合や旅行などで投票できない方、^④指定病院

投票は2回

参議院議員通常選挙は、県を単位とする「選挙区選挙」と、全国を単位とする「比例代表選挙」の2つが行われます。

投票用紙には、選挙区選挙では個人の名前を書きますが、比例代表選挙においては政党名を書くことになります。よく確めてから投票しましょう。



選挙についての問い合わせ
市選挙管理委員会
☎49-3111(内線297)
☎42-9900

投票できる方

△七月二十三日現在で、満二十歳になる方（昭和四十四年七月二十四日以前に生まれた方）

△七月四日現在で、三ヵ月以上当市に居住している方（平成元年四月四日以前から当市に居住しており、住民基本台帳に記録されている方）

投票できない方

△平成元年三月二十二日以前に、他の市町村へ住所を移した方（転出した方は、投票日までに四ヵ月が過ぎてしまうため選挙人名簿から抹消されますので、投票できません）

△平成元年四月五日以降に、他市町村から当市に住所を移した方（転入した方）は、選挙人名簿に登録されないため、投票できません。

投票できない方

△入場券に記載されている「投票所名」を確認のうえ、お間違いないよう投票所へお出かけください。

△入場券を紛失した際は、投票日当日、投票所において再発行しますので、係員に申し出てください。

院に入院中の方、身体に重度の障害がある方は、前もって投票することができます。

と き・7月5日～7月22日

午前8時30分～午後5時（土・日曜日もできます）

ところ・市役所第二会議室
書類を市選挙管理委員会へ提出しなければなりません。詳しくは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

と き・7月5日～6日

午前8時30分～午後5時

選挙人名簿を縦覧

平成元年七月四日（選挙時登録）で選挙人名簿に登録する方の、住所、氏名、生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧します。

と き・7月5日～6日

午前8時30分～午後5時

ところ・市選挙管理委員会
書類を市選挙管理委員会へ提出しなければなりません。詳しくは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

と き・7月5日～6日

午前8時30分～午後5時

“あなたの一票、あなたの未来”



投票所の名称が
一部変わります

合わせください。

今回の選挙から、次の二投票所の名称が変わりました（場所は従来どおり）ので、ご注意ください。

秋田技能開発センター（旧秋田総合高等職業訓練校）

清水投票区

二井田公民館麓西分館（旧麓西振興会会館）